

平成25年10月7日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(ネ)第8050号 各個人データ抹消等請求控訴事件(原審 東京地方裁判所平成22年(ワ)第47820号, 同23年(ワ)第28165号)

口頭弁論終結日 平成25年6月24日

判 決

東京都豊島区

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士	清出堀増三	水口田角	勉 か 敏 利 俊	り 明 昭 文
同				
同				
同				
同				

東京都新宿区西新宿2-8-1

被 控 訴 人	東猪石金寺中船	京瀬澤澤野村本	都樹彦人彰彦豪
同 代 表 者 知 事			
同 指 定 代 理 人			
同			
同			
同			
同			

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 控 訴 人	国谷玉熊園	垣田谷山	一 楨 康 直 哉
同 代 表 者 法 務 大 臣			
同 指 定 代 理 人			
同			
同			

同 甘 利 祐 子
同 知 念 克 幸
同 阿 部 俊 之
同 大 江 明 史

主 文

本件控訴をいずれも棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

前注 略称は、特に断らない限り、原判決の例による。

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人東京都は、警視庁警察官が平成20年6月26日に採取した控訴人の指紋のデータを抹消せよ。
- 3 被控訴人東京都は、控訴人に対し、100万2500円及びこれに対する平成20年6月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人国は、警察庁が保管している、警視庁警察官が平成20年6月26日に採取した控訴人の指紋及び顔写真のデータを抹消せよ。
- 5 被控訴人国は、控訴人に対し、100万円及びこれに対する平成20年11月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

原審第1事件は、警視庁警察官が、控訴人に対し、違法な職務質問及びこれに引き続ぐ違法な所持品検査を行い、さらに逮捕状もないまま強制的に連行した警察署において、控訴人を脅迫し、供述拒否権の告知のないまま被疑者として供述調書を作成し、控訴人の意に反して指紋の採取及び写真撮影を実施した上、控訴人が所持していた万能工具を強制的に提出させたことにより、控訴人が精神的損害及び同万

能工具相当の経済的損害を被った旨主張し、控訴人が、国賠法1条1項に基づき、被控訴人都に対し、合計100万2500円及びこれに対する上記不法行為日である平成20年6月26日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、人格権（プライバシー権）に基づき、被控訴人都に対し、同被控訴人の管理する控訴人の指紋データの抹消を求める事案であり、原審第2事件は、控訴人が軽犯罪法違反の被疑事実で検察官に送致された際、担当検察官が控訴人に対する事情聴取を行わず、警察の上記違法捜査を見逃し漫然と同被疑事実について起訴猶予処分とし、前記万能工具を廃棄処分としたことが違法であるとして、控訴人が、被控訴人國に対し、国賠法1条1項に基づき、慰謝料100万円及びこれに対する上記廃棄処分の日である平成20年11月25日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、人格権に基づき、被控訴人國の管理する控訴人の顔写真及び指紋データの抹消を求める事案である。

原審は、民事上の請求として顔写真及び指紋データの抹消を請求するのは不適法であるとして同請求にかかる訴えをいずれも却下し、その余の請求をいずれも棄却した。これに対し、控訴人が控訴した。

2 前提事実

前提事実は、原判決の事実及び理由の第2の3に記載のとおりであるからこれを引用する。ただし、原判決4頁11行目から12行目にかけての「本件所持品検査及び本件身体検査」を「本件所持品検査」に改め、以降の「本件所持品検査及び本件身体検査」も同様に改める。

3 爭点

争点は、原判決の事実及び理由の第2の4に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、争点9として、「(顔写真及び指紋データを抹消すべきか)」を加え、原判決争点9を「争点10（検察官が控訴人の取り調べを行わずに控訴人を起訴猶予処分にしたこと等の違法性）」に、原判決争点10を「争点11（控訴人に生じた損害額）」に改める。

4 爭点に関する当事者の主張

争点及び争点に関する当事者の主張は、次のように補正するほかは、原判決の事実及び理由の第2の5に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決6頁17行目の「3」を「5」に改める。

- (1) 原判決6頁24行目の「指紋データ」の次に「(以下、「本件顔写真及び指紋データ」ともいう。)を加える。
- (2) 原判決7頁2行目の「である」の次に「(最高裁判所昭和51年(オ)第395号同56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁(以下「昭和56年判決」という。)参照)」を加え、同頁4行目の「大阪」から4行目から5行目にかけての「判例」までを「昭和56年判決」に改める。
- (3) 原判決7頁6行目の「同事件」から6行目から7行目にかけての「異にする」までを次のように改める。

「人格権ないしプライバシー権に基づく本件顔写真及び指紋データ抹消請求には、実質において、公権力の行使の取消変更又はその発動を求めるに当たる事情は全くないから、本件は、昭和56年判決とは事案を異にする。また、本件顔写真及び指紋データの収集・管理・運用はそれぞれ行政処分ではなく、処分取消訴訟は提起できないし、また、その抹消も処分ではないから、義務付け訴訟も提起できない。」

- (4) 原判決10頁4行目の「法」から8行目末尾までを次のように改める。

「警察官は、本件所持品検査の際に、控訴人に対し、「ボディーチェックをさせろ」と言い、控訴人に両手を横に伸ばさせ、控訴人の胴体から両足にかけて、控訴人の体中を触り、ボディーチェックを行ったものであり、これは、法2条4項の身体検査に当たる。法2条4項は、逮捕されている被疑者については、その身体に凶器を所持しているかどうか調べることができると規定しているから、この反対解釈として、逮捕されていない被疑者については身体に対する探索行為は許されないものといえる。したがって、本件所持品検査は違法である。」

(5) 原判決10頁24行目から25行目にかけての「したがって」から同行の「身体検査ではない」までを次のように改める。

〔C〕巡査長が控訴人の衣服の外側から軽く手を触れた行為は、法2条の職務質問に附隨する所持品検査であつて、同条4項に定める逮捕されている者に対して行ういわゆる身体検査には当たらない。」

(6) 原判決12頁20行目の「しかし、」の次に次のように加える。

「①輕犯罪法1条2号にいう「刃物」は、「人の生命を害し、又は、人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」に該当する「刃物」のみがこれに当たるのであり、「使い方によつては人の生命を害し、又は、人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」はこれに該当しない。本件マルチツールはいわば便利グッズであるから、上記「刃物」には該当しない。」

(7) 原判決13頁26行目の次に行を改めて次のように加える。

「〔D〕警部補は、それまでは控訴人に調書を閲覧させたとは言つていなかつたのに、原審証人尋問において初めて調書の読み聞かせだけではなく、閲覧させたと証言したものであり、供述内容が変遷していく信用性がないから、控訴人に供述拒否権を告知し、調書を読み聞かせた旨の同警部補の供述ないし証言は信用することができない。」

(8) 原判決15頁1行目の「ア」の次に次のように加える。

「〔A〕警部補らは、任意提出の説明をすることなく、控訴人から本件マルチツールを取り上げた。また、」

(9) 原判決16頁14行目を次のように改める。

〔9〕争点9(顔写真及び指紋データを抹消すべきか)

(控訴人)

控訴人には犯罪が成立していないのであるから、被疑者として顔写真及び指紋を採取することは違法である。違法に収集した本件顔写真及び指紋データを保管・利用することは、犯罪捜査に資するという目的を逸脱しているから、控訴人のプライ

バシー等の人格権に基づく削除・抹消請求が認められるべきである。

(被控訴人ら)

控訴人には軽犯罪法違反の罪が成立しており、本件顔写真及び指紋データの収集手続にも違法な点はない。

(10) 争点10（検察官が控訴人の取り調べを行わずに控訴人を起訴猶予処分にしたこと等の違法性）

(10) 原判決17頁21行目の「争点10」を「争点11」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

(1) 争点1（顔写真及び指紋データの抹消を求める訴えの適法性）について

被控訴人らは、控訴人が被控訴人らに対し、本件顔写真及び指紋データの抹消を求める請求は、警察権という行政権の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を包含するものであって、通常の民事上の請求としては不適法であるから、却下するべきであると主張する。

しかし、被控訴人らが論拠として引用する昭和56年判決は、法令の規定に基づき運輸大臣に付与された航空行政上の権限で公権力の行使を本質的内容とするものを航空行政権と定義した上、大阪国際空港を航空機の離着陸に使用させることの差し止めを求める民事上の請求は、不可避的に航空行政権の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を包含することになるとして、これを不適法としたものであって、何らかの行政権の行使に關係することをもって不適法としたものではない。

警察が行う、犯罪捜査により収集した被疑者の顔写真及び指掌紋データの管理・運用は、犯罪捜査のために警察内部で行われる行為であり、警察権の行使に關係するものではあるものの、法令の規定に基づく権限によって被疑者又は第三者の権利を制約しこれを受容する義務を課するなどの公権力の行使（行政事件訴訟法3条参照）を伴うものではない。そうすると、控訴人が、被控訴人らに対し、本件顔写真

及び指紋データの抹消を求める民事上の請求は、公権力の行使を本質的内容とする行政権の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を包含するとはいえず、不適法であるということはできない。」

(2) 争点2(本件職務質問の違法性)について

当裁判所も、本件職務質問が違法であるとはいえないと判断する。その理由は、原判決の事実及び理由の第3の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(3) 争点3(本件所持品検査の違法性)について

ア 控訴人は、本件所持品検査が職務質問に附隨しないものであり、また任意性を欠いた違法なものである旨主張し、控訴人本人もこれに沿う供述をするほか、同人の陳述書(甲24)にも同様の記載が存在する。

しかし、証拠(証人A、控訴人本人)及び弁論の全趣旨によれば、控訴人が職務質問を受けた現場で、A 警部補らの求めに応じて運転免許証を提示したこと、A 警部補らが控訴人のバッグ及びその中身について所持品検査をするとともに、C 巡査長が控訴人の着衣のポケット等を外側から触る方法で所持品検査を行っており、所持品検査自体は控訴人が抵抗することもなく平穏に行われたこと、A 警部補らが本件マルチツールを控訴人のバッグの中から発見した際、控訴人がいろいろな機能があって便利である等と携帯理由を説明したこと等の事実を認めることができるところ、これらの事実に照らせば、A 警部補らが本件所持品検査に先立ち、控訴人に対し、職務質問を開始して身分関係を確認したこと及びA 警部補らが、本件所持品検査について、予め控訴人に承諾を求め、控訴人が承諾していた事実を推認することができるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

また、控訴人は、断る自由があることを知らされた上で、控訴人が真意に基づいて所持品検査を受けることを承諾したものではないから違法であるとも主張するが、そのような説明を行わなかつたことをもって直ちに控訴人の行った承諾が自由な意思に基づいて行われたものではないと認めることはできない。

(4) 争点4(本件任意同行の違法性)について

当裁判所も、本件任意同行が違法とは認められないと判断する。その理由は、原判決の事実及び理由の第3の4に記載のとおりであるから、これを引用する。

(5) 争点5(控訴人に対する脅迫的言動が存在したか)について

当裁判所も、控訴人に対する脅迫的言動が存在したとは認められないと判断する。その理由は、原判決の事実及び理由の第3の5に記載のとおりであるから、これを引用する。

(6) 争点6(本件供述調書作成の違法性)について

当裁判所も、本件供述調書作成に違法性はないものと判断する。その理由は、次のように補正するほかは、原判決の事実及び理由の第3の6に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決28頁5行目の「原告は、」を次のように改める。

「控訴人は、本件マルチツールはいわゆる便利グッズであり、軽犯罪法1条2号にいう「刃物」には該当せず、」

イ 原判決28頁9行目の「しかし、」の後に次のように加える。

「軽犯罪法1条2号所定の「刃物」は、「人の生命を害し、又は、人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」の例示であって、この器具には、本来人を殺傷することができる器具のほか使用方法によっては人を殺傷することができる器具も含まれるところ、前記前提事実(3)に記載のとおりの本件マルチツールの形状に照らせば、本件マルチツールは、使用方法によっては人を殺傷することができる器具であることが明らかであるから、軽犯罪法1条2号所定の器具にあたる。

次に、」

ウ 原判決29頁14行目の「(3)」の後に「人の生命、身体を侵害するおそれが高いこと、」を加える。

エ 原判決30頁12行目の末尾の後に次のように加える。

「なお、控訴人は、この点についてのD警部補の供述が変遷している旨主張するが、D警部補は、陳述書(乙3)には、「控訴さんは、私が読み聞かせた供述調

書の内容を確認した上で、署名指印したことに間違いありません。」という箇所もあり、この「確認」は閲覧を意味するとも解されるのであって、同陳述書に、控訴人に調書を閲覧させたことに言及することを省略した部分があるからといって、供述が変遷していることにはならないから、控訴人の主張は採用することができない。」

(7) 争点 7 (本件提出行為の違法性)について

当裁判所も、本件提出行為は違法であるとは認められないと判断する。その理由は、原判決の事実及び理由の第3の7に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決31頁8行目の「なお」から12行目の「しかしながら、」までを次のように改める。

「なお、控訴人は、A 警部補らは、控訴人に対して、提出を断ることができることや提出を断っても不利益のないことを説明しないまま本件マルチツールを取り上げたものであるから、その後の本件提出行為は任意性を欠くものであり、違法であると主張する。」

しかしながら、A 警部補らは、受傷事故防止の観点から、控訴人から本件マルチツールを預かったと認められるところ、」

(8) 争点 8 (本件写真撮影及び本件被疑者写真等作成の違法性)について

当裁判所も、本件写真撮影及び本件被疑者写真等作成が違法であるとは認められないと判断する。その理由は、原判決の事実及び理由の第3の8に記載のとおりであるから、これを引用する。

(9) 争点 9 (顔写真データ及び指紋データを抹消すべきか)について

前記のとおり、本件被疑者写真等作成の手続に違法性はないから、これにより収集した本件顔写真及び指紋データを被控訴人らが管理・運用していることが控訴人の人格権を侵害するものとはいえない。したがって、本件顔写真及び指紋データの抹消請求はいずれも理由がない。

(10) 争点 10 (検察官が控訴人の取り調べを行わずに控訴人を起訴猶予処分にし

したこと等の違法性)について

当裁判所も、検察官が控訴人の取り調べを行わなかつたことが違法であるとは認められないと判断する。その理由は、原判決の事実及び理由の第3の9に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決33頁20行目から21行目にかけての「検察官」から34頁6行目末尾までを次のように改める。

「検察官が控訴人の取り調べを行わなかつたこと自体を、控訴人に対して負担する職務上の法的義務違背に当たると解する余地はない。」

また、控訴人の主張は、結局、控訴人に軽犯罪法違反が成立しないことや本件提出行為に任意性がないこと等を前提として、検察官の起訴猶予処分や本件マルチツールの破壊廃棄処分が違法であり、これにより控訴人に損害が生じたというものであるところ、控訴人の前提とする主張が認められないことは前記のとおりであり、検察官のした起訴猶予処分や本件マルチツールの破壊廃棄処分に違法な点は認められないから、控訴人の上記主張は採用することができない。

したがつて、争点10に関する控訴人の主張にも理由がない。」

2 以上によれば、控訴人の請求は、その余について判断するまでもなく、いずれも理由がないから、これを棄却すべきところ、原判決が慰謝料請求を棄却したのは相当であり、本件顔写真及び指紋データの抹消を求める請求を不適法として同請求に係る訴えを却下したのは相当ではなく、同請求を棄却すべきであるものの、不利益変更禁止の原則により、同部分を取り消して同請求を棄却することはできないから、控訴は理由がなく、これをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官

坂 井

満

裁判官 佐藤美穂

裁判官 德岡治